

第一種フロン類充填回収業者 の役割と責務



目次

	ページ
1. はじめに	3-10
2. 充填に関する基準	11-19
3. 定期点検	20-25
4. 整備に関する記録と保存/点検・整備記録簿	26-31
5. フロンの漏えい量報告	32-36
6. 充填・回収証明書	37-41
7. 情報処理センターの活用	42-46
8. 充填回収業者の記録と報告	47-53
9. 回収したフロン類と再生・破壊証明書	54-61
10. その他追加事項について (参考)行程管理票の拡張	62-64 65-77



1. はじめに



充填回収業者

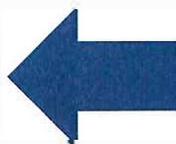


充填については、回収と同様に都道府県知事に登録を行った専門性を有する

『第一種フロン類充填回収業者(「**充填回収業者**」)』が行うこととなります。

登録名称が変更されます

第一種フロン類充填回収業者



第一種フロン類回収業者

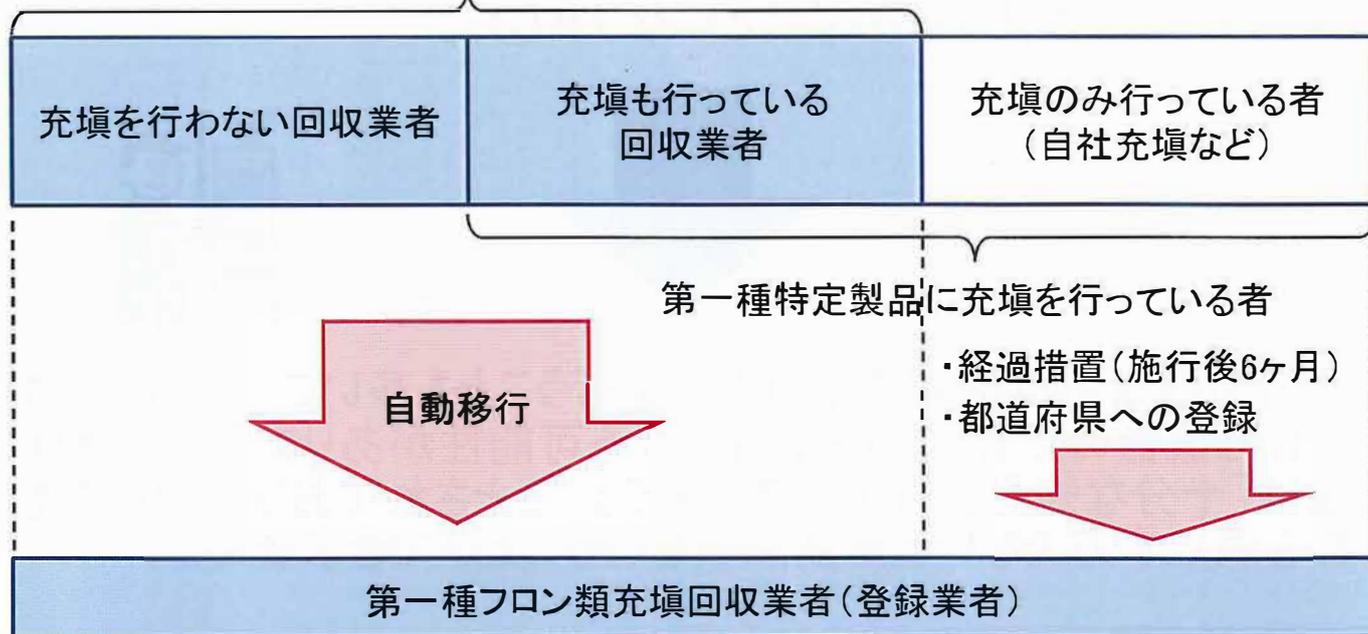
充填回収業者の登録を受けずに充填を業として行った場合、改正法第103条により
1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処されます。



充填回収業者への登録

第一種フロン類充填回収業者の登録基準は、現行規則における第一種フロン類回収業者に関する規定事項から変更されません。

第一種フロン類回収業者(現時点での登録業者)



充填に関する基準

不適切な充填による漏えいの防止、整備不良の機器を放置したまま繰り返し充填されることによる漏えいの防止、異種冷媒の混入防止等の観点から、フロンを充填する際に遵守しなければならない「**充填に関する基準**」が定められました。

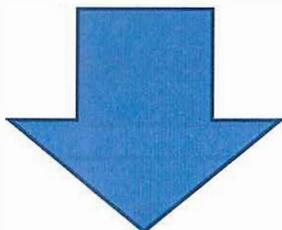


フロンの充填⇒フロンの漏えい (R410A 1kg)
=レジ袋14万枚



定期点検と点検・整備記録簿

業務用冷凍空調機器（「機器」）の「管理者」（ユーザー）は、専門性を有する者により機器を定期的に点検し、点検の内容を記録、保存することが求められることになりました。

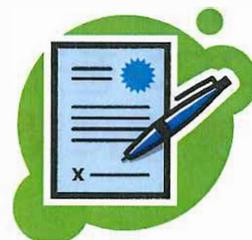


充填回収業者は機器の点検などを行うことも多いことから、管理者から機器の定期点検を委託される可能性があります。定期点検は「十分な知見を有する者」が行うこととされており、一定の要件を満たさず方でないとは定期点検を行うことができません。

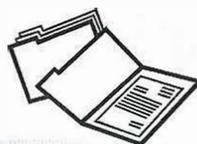


充填・回収証明書と漏えい量報告

機器の整備時にフロンの充填・回収を行った場合に、充填量及び回収量を記録し、管理者に対して充填証明書、回収証明書を交付する必要があります。

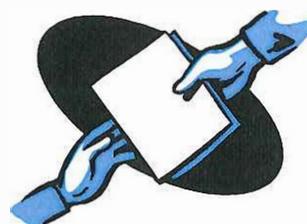


機器の管理者はこれらの証明書をもとに機器から漏れ出たフロンの量を計算し国に報告することになります。（漏えい量報告）

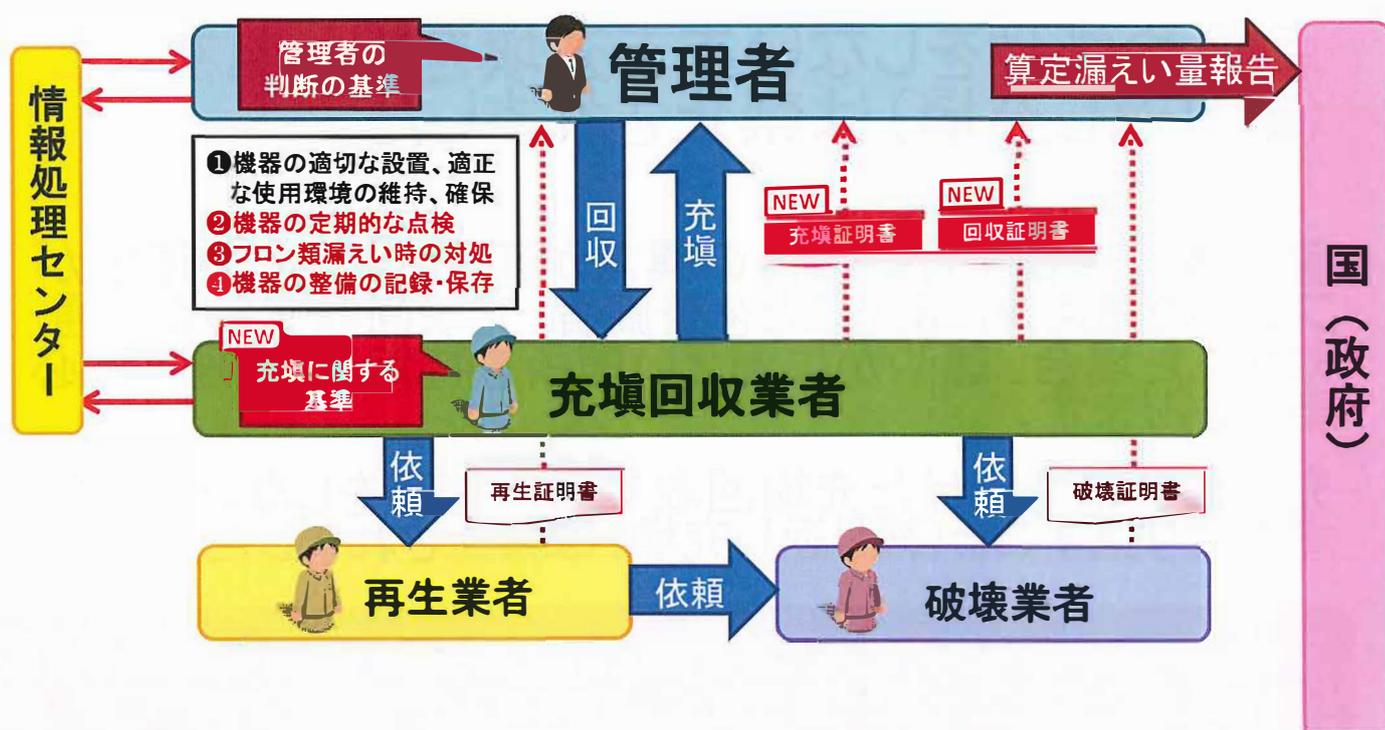


引渡義務と再生・破壊証明書

現在は引取証明書の交付でフロン回収の行程管理を終了していますが、今後は再生業者、破壊業者に引渡したフロンに関して、**再生証明書、破壊証明書の交付を受け、管理者及び廃棄等実施者に証明書を回付する必要があります。**



充填回収業者に求められること



2. 充填に関する基準



繰り返し充填の禁止

点検や修理をしないまま充填を繰り返すこと（繰り返し充填）は禁止されました。

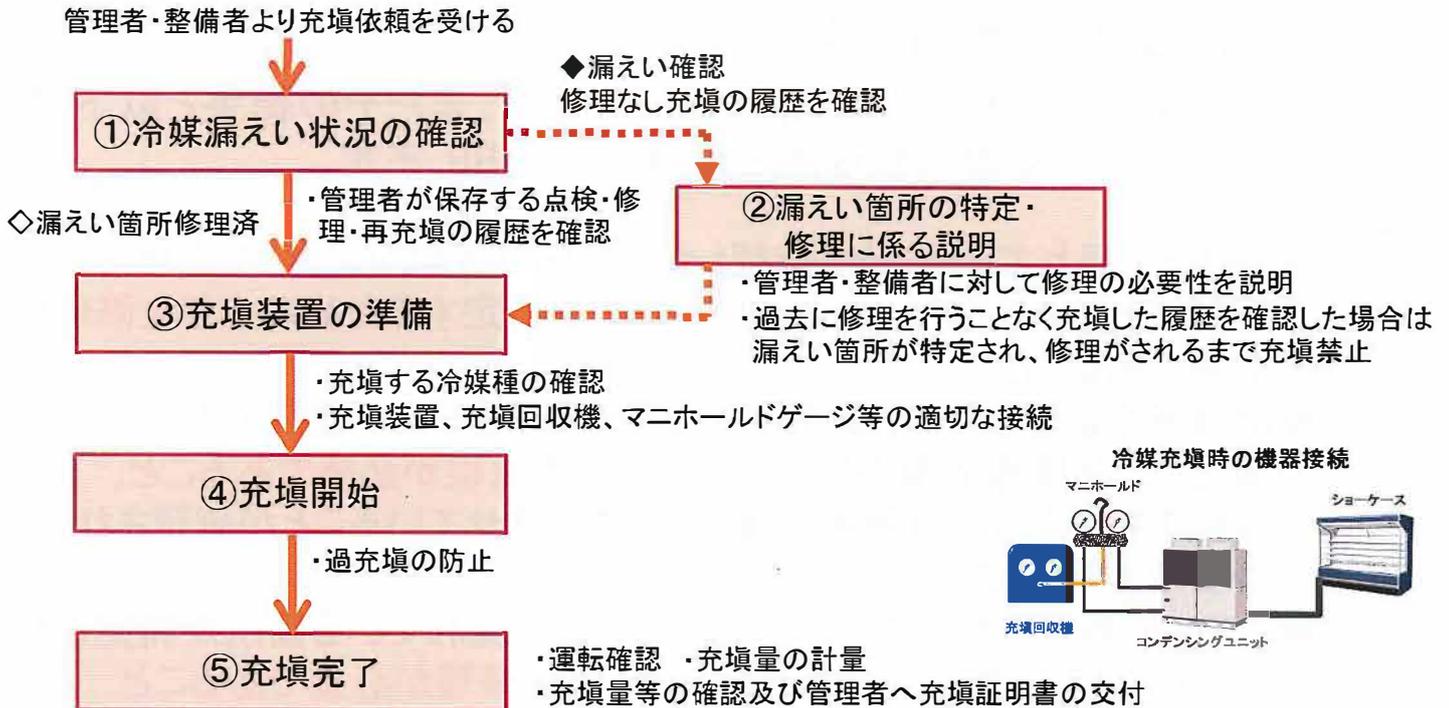
管理者は点検を行い機器の異常が確認され、その原因がフロンの漏えいにあることを整備者・充填回収業者から通知された場合、速やかに漏えい箇所を特定し、修理する必要があります。

充填の委託を受けた充填回収業者が修理をしないまま充填を繰り返すこと（繰り返し充填）は禁止されました。

※繰り返し充填を禁止する「充填の基準」に違反した場合、都道府県知事による勧告及び命令、命令違反に対する罰則規定の適用を受けることとなります。



充填の流れ



充填に関する基準①

①事前確認事項

充填に先立ち、管理者が保存する機器の**点検・整備記録簿を確認**すること、外観目視検査を行うことなどによって、以下のことについて確認します。

- ◆冷媒として充填されているフロンが**漏れていないか**の確認
- ◆漏れていることを確認した場合は、漏えいの点検と漏えいを防止するために必要な措置(以下「**修理**」)が**実施されているか**の確認
- ◆漏えいを現に生じさせているか又は生じさせる恐れが高い故障又はその徴候(以下「**故障等**」)についての確認
- ◆故障等を確認した場合は、故障等に係る**点検と修理が実施されているか**の確認



充填に関する基準②

②事前確認結果の通知

充填に先立ってどのような確認を行ったか、またその結果と以下の内容について機器の管理者と整備者に通知します。

- ◆フロンが漏れていることを確認したが、その漏えいについて点検をしたか確認できない場合は、漏れている箇所を特定するための**点検と修理が必要であること**
- ◆故障等を確認したが、故障等について点検をしたか確認できない場合は、故障等の原因を特定するための**点検が必要であること**、点検の結果により故障等が漏えいを生じさせていることが確認された場合は**修理が必要であること**
- ◆フロンの漏えいを確認し、さらに点検により漏れている箇所が特定されたが、修理をしたかは確認できない場合は、**修理が必要であること**



充填に関する基準③

③事前確認でフロンの漏えい又は機器の故障等を確認した時

- ◆フロンの漏えいを確認した場合は、漏れている箇所が特定され、さらにその箇所の修理により漏えいが生じなくなったことが確認できるまで、
 - ◆故障等を確認した場合は、
 - ▼点検を実施して、故障等がフロンの漏えいを生じさせていないことが確認できるまで、
 - ▼点検を実施して、故障等がフロンの漏えいを生じさせている場合は、漏えい箇所が特定され、修理により、その箇所からの漏えいが生じなくなったことが確認できるまで、
- やむを得ない場合を除いて、**フロンの充填はできません。**



充填に関する基準④

- ④ 充填に当たっては、充填するものが法律に基づき機器に表示された冷媒に適合していること又は当該冷媒よりも温暖化係数が低いもので当該製品に使用して安全上支障がないものであることを当該製品の製造業者等に確認することが、充填に関する基準で定められています。

※あらかじめ充填されている冷媒以外を充填する場合は機器メーカーに問題がないこと、管理者の確認が必要です。

- ⑤ 充填時の漏えい防止、過充填その他不適切な充填により機器の使用時に、フロンが大気中に放出されるおそれがないよう必要な措置を講ずることが必要です。
- ⑥ フロンとフロンの充填方法について、十分な知見を有する者が、フロンの充填を自ら行うか、立ち会うことが必要です。



冷媒の入れ替えに関する注意

「環境省・経産省の指示により、エアコンに使用されているフロン類の入れ替えが必要だ。」として、現在お使いのエアコンディショナーに充填されているフロン類の入れ替えを勧誘する事例を環境省・経産省で公表しています。

ご注意ください。

http://www.env.go.jp/info/notice_scam140710.html(環境省HP)

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/kanki.html(経産省HP)



十分な知見を有する者とは

機器の冷媒回路の構造や冷媒に関する知識に精通した者。

具体的には、**冷媒フロン類取扱技術者**（一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会、一般財団法人日本冷媒・環境保全機構）や、以下のような一定の資格又は一定の**実務経験**等を有し、かつ、機器の構造・運転方法・保守方法、冷媒の特性・取扱方法、関連法規等に関する**講習を受講した者**などが考えられますが、具体的な要件等については「**運用の手引き**」等において示される予定です。

- ・ 高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械）
- ・ 冷凍空気調和機器施工技能士
- ・ 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者
- ・ 冷凍空調技士（日本冷凍空調学会）
- ・ 自動車電気装置整備士（平成20年3月以降資格取得者、平成20年3月以前の資格取得者でフロン回収に関する講習会を受講した者に限る）
- ・ 高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械以外）で、機器の製造又は管理に関する業務に5年以上従事した者

